

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本字落合二十の一（次の図に示す部分に限る。）  
字内手一一八四の八

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係るものは、次のとおりとする。

##### ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。）